

様式 1 公表されるべき事項

別添

独立行政法人交通安全環境研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、6月1日と12月1日に在職する役員に支給される特別手当について、理事長が必要と認める時は、役員の職務実績に応じ増額又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・特別調整手当の割合変更 (旧)11%→(新)12% ・平成19年4月1日改正
理事	・特別調整手当の割合変更 (旧)11%→(新)12% ・平成19年4月1日改正
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定事項なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	千円	就任	退任	
法人の長	17,314	11,064	4,923	1,327 (特別調整手当)			
理事 (常勤)	14,923	9,408	4,186	1,128 (特別調整手当) 201 (通勤手当)			※
監事A (非常勤)	2,976	2,976	0	0 ()			*
監事B (非常勤)	2,976	2,976	0	0 ()	4月1日		

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤の役員に支給される手当である。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事 (常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標において、管理・間接業務の外部委託・電子化等の措置により、業務処理の効率化を図ることとしており、これに基づき人件費の総額の抑制・管理に努めていくこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の支給基準は、独立行政法人通則法第63条第3項の規程に基づき、当法人業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

・職員の勤務成績に応じて、昇給区分や勤勉手当の支給割合に反映することとしている。
・研究職員については、前年度の業務実績評価を行い、給与に反映している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給	勤務成績に基づき昇給区分を決定。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
実績手当	研究職員について、前年度の業務実績評価結果に基づき、実績手当として支給。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

・扶養手当の改定 配偶者以外(旧)6000円→(新)6500円
・管理職手当の定額化及び俸給の特別調整額の廃止
・地域手当の支給割合改定 (旧)11%→(新)12%
・実績手当の新設

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 64	歳 43	千円 8,151	千円 5,998	千円 230	千円 2,153
事務・技術	人 31	歳 37.6	千円 6,409	千円 4,713	千円 280	千円 1,696
研究職種	人 33	歳 48.5	千円 9,787	千円 7,203	千円 183	千円 2,584

非常勤職員	人 17	歳 41.3	千円 3,424	千円 3,028	千円 175	千円 396
事務・技術	人 15	歳 42.9	千円 3,197	千円 2,806	千円 194	千円 390
研究職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

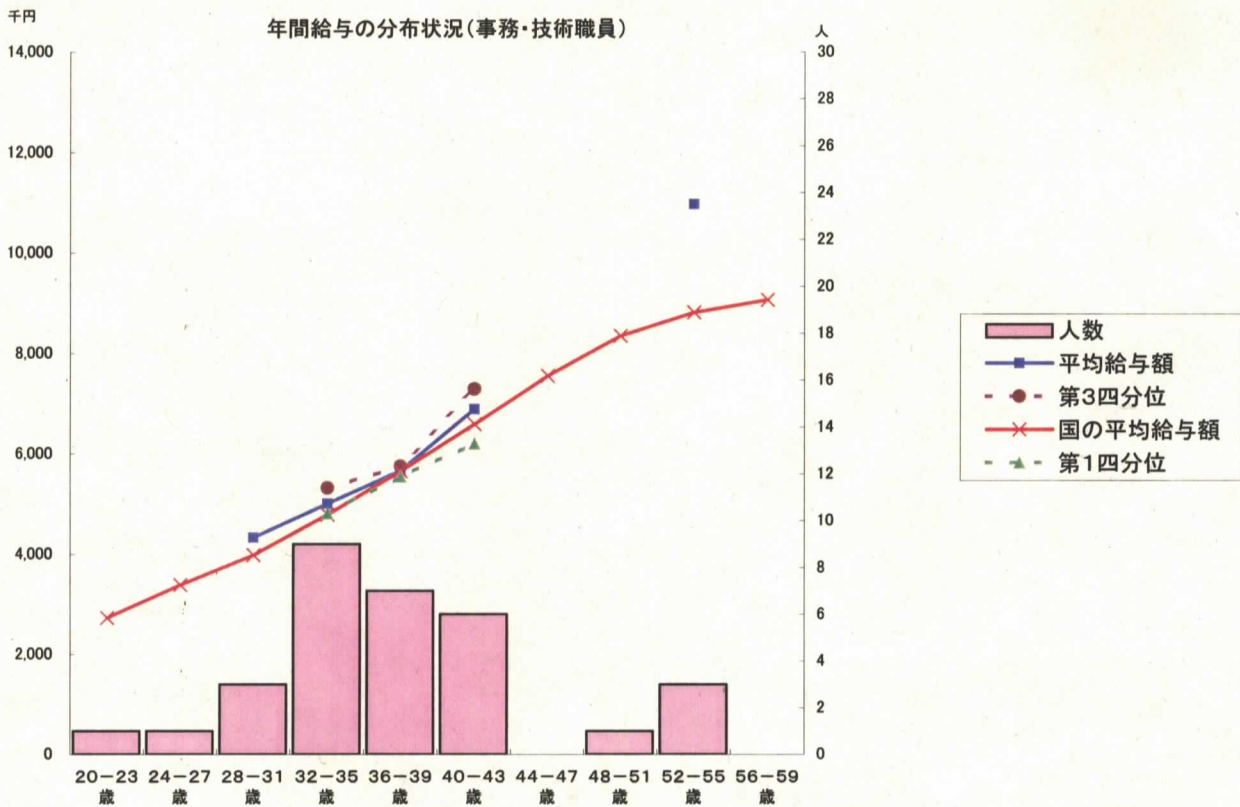
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員(研究職種)の該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外の事項については記載していない。

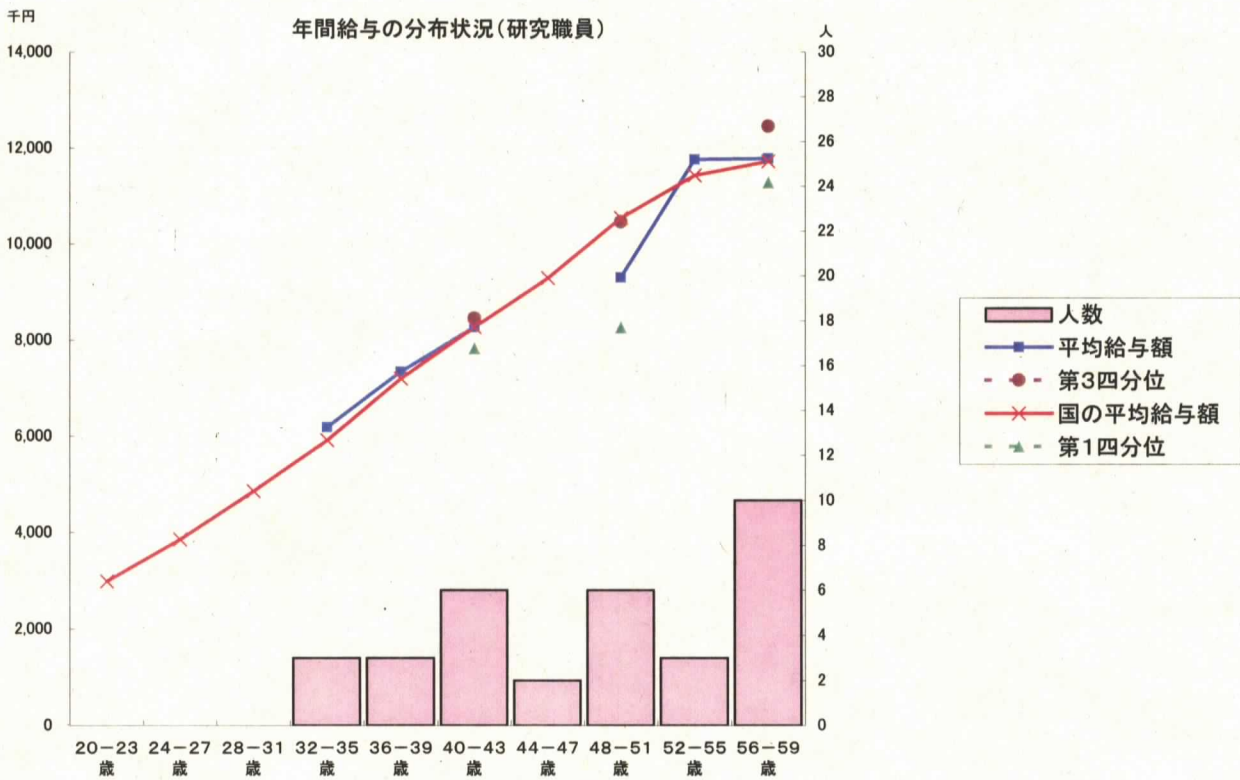
注3:在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないため、表示を省略している。

注4:常勤職員及び非常勤職員の事務・技術、研究職種以外の職種については、該当者がいないため省略。

② 年間給与の支給状況(事務・技術職員／研究職員)



注記1) ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注記2) 年齢20-23歳・24-27歳・48-51歳は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」以下の事項については表示していない。



注記1) ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注記2) 年齢44-47歳は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」以下の事項については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	2	51.0	-	-	-
本部課長補佐	1	-	-	-	-
本部係長	1	-	-	-	-
本部係員	2	24.0	-	-	-
先任自動車審査官	3	49.5	-	9,331	-
自動車審査官	20	36.3	4,838	5,391	5,754
自動車審査官補	2	29.5	-	-	-

注記1) 本部課長補佐・本部係長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注記2) 本部部長・本部係員・自動車審査官補の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1四分位」以下の事項については記載していない。

注記3) 先任自動車審査官の該当者が3名以下のため、「第1・第3四分位」は記載しない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
主幹研究員	3	55.2	-	12,858	-
上席研究員	9	56.2	11,451	11,913	12,442
主任研究員	19	45.4	7,826	8,384	9,030
研究員	2	33.5	-	-	-

注記1) 研究員の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1四分位」以下の事項については記載していない。

注記3) 主幹研究員の該当者が3名以下のため、「第1・第3四分位」は記載しない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	事務4級	事務5級	事務6級	事務7級	事務8級	事務9級
標準的な職位		係員相当	係員相当	係長相当	係長相当	係長相当	課長補佐相当	課長相当	部長相当	部長相当
人員(割合)	31	2 (6.5%)	2 (6.5%)	21 (67.7%)	該当なし (0%)	2 (6.5%)	2 (6.5%)	該当なし (0%)	1 (3.2%)	1 (3.2%)
年齢(最高～最低)				42 }						
				30						
所定内給与年額(最高～最低)				4,839 }						
				3,019						
年間給与額(最高～最低)				6,739 }						
				4,214						

注記)1・2・5・6・8・9級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	研究1級	研究2級	研究3級	研究4級	研究5級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	主席研究員	上席研究員
人員(割合)	33	該当なし (0%)	2 (6.1%)	5 (15.2%)	14 (42.4%)	12 (36.4%)
年齢(最高～最低)				50 }	59 }	59 }
				34	39	50
所定内給与年額(最高～最低)				6,005 }	7,150 }	9,546 }
				4,856	5,792	7,584
年間給与額(最高～最低)				8,259 }	9,746 }	13,383 }
				6,572	7,813	10,460

注記)2級の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.4	60.2	58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.6	39.8	41.2
	最高～最低	42.7～42.5	39.9～39.7	41.2～41.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5	67.6	67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.5	32.4	32.9
	最高～最低	36.7～31.7	35.1～29.8	34.4～30.7

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.6	60.0	60.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.4	40.0	39.7
	最高～最低	42.0～35.3	41.0～39.2	40.5～38.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	67.2	68.9	68.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.8	31.1	31.9
	最高～最低	35.3～30.9	33.4～29.8	34.3～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他法人

108.6
99.7

(研究職員)

対国家公務員(研究職)
対他法人

98.4
97.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいう。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 108.6	
	参考	地域勘案 108.2 学歴勘案 108.5 地域・学歴勘案 108.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	事務・技術職が国の水準を上回っている要因としては、次の点に起因する。 ・年齢階層20～23歳の1名は、年齢階層内の最上位年齢23歳である。 ・年齢階層48～51歳(対象者1名)及び52～55歳(対象者3名)には、各階層に各々1名のI種採用管理職員がおり、対国家公務員指数を大きく押し上げている。 ・地域手当の異動保障、扶養手当及び単身赴任手当の支給が対国家公務員指数に影響。 以上の点について、調査対象の職員数が少ないことからそれぞれの状況が全体の対国家公務員指数に大きく影響しているものである。俸給、諸手当等給与水準は国家公務員の給与水準と同様であり、指数が国の水準を上回っている点については、調査対象職員数が少ないことに起因する指数の変動の範囲内としてやむを得ないものとする。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52% (国からの財政支出額 2,142百万円、支出予算の総額 4,116百万円：平成19年度予算)	
	【検証結果】 俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、適正なものである。	
	【累積欠損額について】 該当なし	
支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合	支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 25% (支出予算の総額 4,116百万円、人件費予算額 1,028百万円：平成19年度予算)	
管理職手当受給者の割合	平成19年度対国家公務員指数対象の事務・技術職員数に占める、管理職手当受給者の割合 16.1%	
大学卒以上の高学歴者の割合	平成19年度対国家公務員指数対象の事務・技術職員数に占める、大学卒業者の割合 45.2%	
講ずる措置	平成22年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢勘案 100.3 年齢・地域・学歴勘案 100.0 俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き、適正な給与水準の維持に努めていく。	

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.4	
	参考	地域勘案 97.9 学歴勘案 98.8 地域・学歴勘案 97.7
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52% (国からの財政支出額 2,142百万円、支出予算の総額 4,116百万円：平成19年度予算)	
	【検証結果】 俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、適正なものである。	
	【累積欠損額について】 該当なし	

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	834,410	823,222	11,188	(1.4%)	11,188	(1.4%)
退職手当支給額 (B)	122,739	29,391	93,348	(317.6%)	93,348	(317.6%)
非常勤役職員等給与 (C)	337,805	289,147	48,658	(16.8%)	48,658	(16.8%)
福利厚生費 (D)	123,157	108,849	14,308	(13.1%)	14,308	(13.1%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,418,111	1,250,609	167,502	(13.4%)	167,502	(13.4%)

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」は対前年度比1.4%増。主な要因としては、時間外勤務手当対象者の増加に伴う支給額の増額があげられる。

・「最広義人件費」の増加は、対前年度比13.4%増。主な要因としては、退職者数の増加、非常勤職員の増加及び派遣職員の受け入れ増加があげられる。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(H17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与に関しても国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを推進する。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」を踏まえ、中期目標の最終事業年度において、平成17年度の人件費に平成18年度のリコールに係る技術的検証業務に係る人件費を加えた額に比べ5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	840,979	823,222	834,410
人件費削減率 (%)		△ 2.11	△ 0.78
人件費削減率(補正值) (%)		△ 2.11	△ 1.48

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、平成17年度の人件費(828,351千円)に平成18年度のリコールに係る技術的検証業務に係る人件費を加えた額を記載している。

IV 法人が必要と認める事項

特になし